

岩手県道路パトロール業務委託特記仕様書

(適用範囲)

第1条 本特記仕様書は、岩手県が公募により実施する令和7年度道路パトロール業務委託（以下「業務委託」という）に適用する。

2 本業務の履行に当たっては、「岩手県道路パトロール業務委託実施要領」（以下「実施要領」という。）に基づき実施しなければならない。

3 実施要領に対する特記事項は、次のとおりとする。

(用語の定義)

第2条 この要領及び特記仕様書に使用する用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

(1) 「管理技術者」とは、契約の履行に関し、業務の管理、統括等を行う者で、契約書第3条第1項の規定に基づき、受注者が定めた者をいう。

(2) 「業務従事者」とは、受注者が業務を履行するために使用している者（管理技術者を除く。）で、「道路パトロール員」及び「道路パトロール運転員」をいい、業務に関わる関係法令、通達及び要領を十分理解し、管理技術者の指揮のもとに適正かつ迅速に業務を実施する者をいう。

(3) 「道路パトロール員」とは道路パトロール業務に従事する者を、「道路パトロール運転員」とは道路パトロール運転業務に従事する者をいう。

(4) 「調査職員」とは、設計図書に定められた範囲内において、受注者又は管理技術者に対する指示、承諾又は協議の職務等を行う土木部等の職員で、道路監理員の任命を受けている者をいう。

(5) 「道路監理員」とは、道路法第71条第4項の規定に基づき定められた道路監理員規程（昭和46年7月6日訓令第16号）により「道路監理員」に任命された職員をいう。

(6) 「道路パトロール」とは、道路が常時良好な状態に保てるよう、道路及び道路の利用状態を把握し、道路の異常及び不法占用等に対して適宜の措置を講ずるとともに、道路管理上必要な情報及び資料を収集することを目的とし、実施要領第5条から第11条までの規定に定める業務を適正に実施することをいう。

(貸与図書等)

第3条 受注者は、発注者から貸与を受けた図書（道路パトロールに必要な図面等）について、善良なる管理を行わなければならない。また、委託業務終了時には貸与図書等を返却し、調査職員の確認を受けるものとする。

(道路パトロールの実施等)

第4条 道路パトロールは、次の各号により実施する。

(1) 本業務委託の道路パトロールは、各月ごとに調査職員が作成する道路パトロール計画表により通常パトロールを実施するものとする。ただし、定期パトロール、夜間パトロール、異常時パトロールなど調査職員の指示がある場合は、この限りではない。

(2) 道路パトロール車は発注者が準備し、受注者に使用させるものとする。なお、使用に当たっては、「道路パトロール車貸付要領」によるものとする。

(3) 道路パトロール終了後は、勤務時間終了時までに、パトロールの記録を整理した道路パトロール日誌を作成し、調査職員に提出の上、その内容について報告するものとする。

なお、土曜日、ゴールデンウィーク及び年末年始の道路パトロールについては、次の実施日

のパトロール出発前に、調査職員に提出の上、その内容について報告するものとする。

ただし、緊急に対応を要する異常を確認した場合は、速やかに調査職員に報告するものとする。

(4) 道路パトロールは、原則として道路パトロール員及び道路パトロール運転員により行うものとする。

(5) 調査職員の指示による定期パトロール等を実施した場合は、発注者、受注者協議の上、必要に応じて業務委託契約の変更を行うものとする。

(業務委託実施計画書)

第5条 受注者は、契約締結後15日以内に、契約書第4条に基づき次に掲げる事項を記載した「道路パトロール業務委託実施計画書」(以下「業務計画書」という。)を作成し、調査職員に提出しなければならない。

(1) 管理技術者等業務委託に従事する職員の氏名、年齢、経歴等

(2) 道路パトロールの場所、期日、担当者の配置等の計画

(3) その他の業務処理上、確認すべき事項

2 受注者は、業務計画書の内容を変更する場合は、理由を明確にした上、その都度調査職員に変更業務計画書を提出しなければならない。

(道路パトロール業務)

第6条 道路パトロール業務は、次の各号による。

(1) 道路パトロールは、原則として8時30分から17時15分の間を実施するものとする。

なお、8時30分から16時15分まではパトロールを行うものとし、16時15分から17時15分までの間に道路パトロール日誌の作成及び調査職員への報告を行うものとする。

(2) 道路パトロールは、火曜日から土曜日の5日間とする。(岩手県の休日に関する条例(平成元年条例第1号)第1条に規定する県の休日を除く。)ただし、調査職員の指示による場合は、この限りでない。

(3) 道路パトロールは、(2)の実施日に加え、ゴールデンウィーク及び年末年始のうちそれぞれ2日、調査職員の指示する日に実施するものとする。

(4) 軽維持作業(実施要領第7条)の範囲は次のとおりとする。

ア その場で短時間に処理できる程度のものとする。

イ 当日の予定コースの巡回が可能な範囲での作業に限るものとする。

(道路パトロール中の措置)

第7条 道路パトロール員は、道路パトロール中において道路等に異常を認めたときは、実施要領第6条による措置を講ずるものとする。

(管理技術者)

第8条 管理技術者は、業務の適正な履行を確保するため、道路パトロール員及び道路パトロール運転員を指揮、監督しなければならない。

(道路パトロールの路線等)

第9条 道路パトロールの路線、区間等は、別記1のとおりとする。

(事故報告)

第10条 受注者は、業務履行中に事故が発生したときは、直ちに調査職員に報告するとともに、調査職員が指示する様式により事故報告書を速やかに調査職員に提出し、調査職員から指示がある場合

にはその指示に従わなければならない。

(道路パトロール車の任意保険)

第11条 道路パトロール車の任意保険については、別記2の補償内容以上のものとし、受注者において加入すること。

(打合せ)

第12条 道路パトロール員は、当日の道路パトロールの重点事項について、調査職員と打合せを行うものとする。

2 管理技術者は、月1回、調査職員と業務内容について打合せを行うものとする。ただし、必要ある場合はこの限りでない。

(秘密の保持)

第13条 受注者は、業務を遂行する上で知り得た情報について、第三者に漏らしてはならない。

(その他)

第14条 その他定めのない事項や疑義が生じた場合は、発注者、受注者の協議により定めるものとする。

別記1 道路パトロールの路線等（第9条関係）

路線名	区 間	延長(km)
一般国道106号	宮古市区界～盛岡市内丸	39.6
一般国道282号	滝沢市分れ～八幡平市境	14.4
一般国道396号	紫波町花巻市境～盛岡市高崩	25.2
一般国道455号	盛岡市内丸～盛岡市岩泉町境	52.1
一般国道456号	紫波町日詰～紫波町花巻市境	11.6
主要地方道盛岡横手線	盛岡市内丸～雫石町西和賀町境	26.7
主要地方道盛岡停車場線	盛岡市盛岡駅前～盛岡市中央通3丁目	0.7
主要地方道盛岡和賀線	盛岡市城西町～紫波町花巻市境	23.5
主要地方道盛岡環状線	盛岡市南仙北2丁目～盛岡市上米内	33.7
主要地方道紫波江繋線	紫波町桜町下川原～紫波町花巻市境	14.7
主要地方道上米内湯沢線	盛岡市上米内～盛岡市湯沢	23.2
主要地方道盛岡大迫東和線	盛岡市川目～盛岡市花巻市境	18.2
主要地方道紫波インター線	紫波インター～紫波町桜町	4.8
一般県道日詰停車場線	紫波町日詰駅前～紫波町北日詰	0.6
一般県道仙北町停車場線	盛岡市仙北町駅前～盛岡市仙北2丁目	0.1
一般県道不動盛岡線	矢巾町室岡～盛岡市中ノ橋通1丁目	11.7
一般県道厨川停車場線	盛岡市厨川駅前～盛岡市厨川1丁目	0.1
一般県道好摩停車場線	盛岡市玉山区好摩駅前～盛岡市玉山区芋田	1.2
一般県道大釜停車場線	滝沢市大釜駅前～滝沢市篠木	0.8
一般県道小岩井停車場線	滝沢市小岩井駅前～雫石町板橋	2.1
一般県道上盛岡停車場線	盛岡市上盛岡駅前～盛岡市中央通2丁目	0.7
一般県道古館停車場線	紫波町古館駅前～紫波町高水寺	1.4
一般県道藪川川口線	盛岡市玉山区藪川～岩手町境	5.4
一般県道紫波雫石線	紫波町志和～雫石町西安庭	12.8
一般県道洪民川又線	盛岡市玉山区洪民～盛岡市玉山区川又	8.3
一般県道盛岡鶯宿温泉線	盛岡市猪去～雫石町鶯宿温泉	12.6
一般県道西山生保内線	雫石町長山～雫石町高倉山	10.2
一般県道志和石鳥谷線	紫波町土館～紫波町花巻市境	6.0
一般県道大志田停車場線	盛岡市大志田駅前～盛岡市玉山区藪川	11.6
一般県道不動矢巾停車場線	矢巾町室岡～矢巾町矢巾駅前	3.8
一般県道矢巾停車場線	矢巾町又兵衛新田～矢巾町西徳田	1.5
一般県道大ヶ生徳田線	盛岡市大ヶ生～矢巾町西徳田	6.7
一般県道雫石停車場線	雫石町雫石駅前～雫石町中町	0.5
一般県道雫石東八幡平線	雫石町字古館～雫石町長山東葛根田国有林	27.2
一般県道網張温泉線	雫石町網張温泉～雫石町仁佐瀬	18.8
一般県道氏子橋夕顔瀬線	盛岡市上堂1丁目～盛岡市夕顔瀬町	2.4

路線名	区 間	延長(km)
一般県道盛岡滝沢線	盛岡市前九年～滝沢市鶴飼八人打	5.5
一般県道佐比内彦部線	紫波町佐比内～紫波町彦部	6.5
一般県道花巻雫石線	雫石町花巻市境～雫石町南畑	7.8
一般県道繫温泉線	盛岡市繫温泉～盛岡市繫字尾入野	2.9
一般県道中寺林犬淵線	紫波町花巻市境～紫波町犬淵字深田	0.2
一般県道国見温泉線	雫石町国見温泉～雫石町橋場	7.4
一般県道鶴飼安達巣子線	滝沢市鶴飼～滝沢市滝沢	11.6
一般県道矢巾西安庭線	矢巾町広宮沢～雫石町西安庭	13.7
一般県道盛岡石鳥谷線	矢巾町白沢～紫波町花巻市境	9.4
一般県道本宮長田町線	盛岡市本宮～盛岡市中川町	0.9
一般県道洪民田頭線	盛岡市洪民～盛岡市芋田	7.7
一般県道盛岡矢巾自転車道線	滝沢村大釜～矢巾町西徳田	14.3
合 計		522.8

別記2 道路パトロール車の任意保険（第11条関係）

1 任意保険の補償内容

- (1) 対人補償 無制限
- (2) 対物補償額 無制限
- (3) 搭乗者障害 1,000万円
- (4) 車両保険 免責7万円
- (5) 対象期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの業務期間とする。

※ 車両の仕様

道路パトロールカーの仕様は、次のとおり。

- (1) 道路維持用作業車両（道路パトロールカー、日産キャラバン、盛岡800さ1762）
- (2) 5ドア車（バックドア含む）
- (3) 排気量 2,000cc以上
- (4) 乗車定員5名
- (5) 4輪駆動
- (6) 寒冷地仕様
- (7) レギュラーガソリン使用